平成２１年（フ）第８８１号
千葉市若葉区貝塚町2037番地１　アサヒファミール402号
債務者　植草都志美
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８８７号
千葉市緑区高津戸町569番地19
債務者　片岡　良枝
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８９６号
千葉市若葉区桜木５丁目14番５号　ファミーユ桜木101号
債務者　増田　美香
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９０３号
千葉県船橋市古作４丁目３番３号　メゾン大久保201号
債務者　白石みのり
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９２７号
千葉市中央区本町２丁目９番17号　ＮＴビル201号
債務者　砂川香奈子
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９７９号
千葉県市川市妙典３丁目16番４－304号グレースコート志村
債務者　佐藤　睦美
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４３号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒115－９、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町真浦1265番地７
債務者　村上　浩信
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６５６号
兵庫県姫路市勝原区下太田276番地８
債務者　松尾　則子
１　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２９４号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目27番23－12号市営住宅
債務者　神宮司　順
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４５８号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目21番21号上国料アパート201号
債務者　田實　久嗣
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
北海道苫小牧市字勇払132番地　公住２－302
債務者　糸金　朋晃
１　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第６３号
岩手県釜石市中妻町１丁目20番25号
債務者　吉松　千春
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第６５号
岩手県遠野市新穀町１番８号
債務者　菊池　笑子
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０４号
仙台市宮城野区銀杏町35番６号　ＢＡＵ銀杏町102
債務者　佐々木　康
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０６号
宮城県塩竈市清水沢２丁目23番１－405号市営清水沢住宅１号棟
債務者　尾形　　攻
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３２９号
秋田市新屋松美町11番27号　メゾン松美ケ丘202号
債務者　藤原　敏廣
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３１号
秋田市中通５丁目１番37号　クリスタルマンション701号
債務者　松田　秀之
１　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　秋田地方裁判所民事第２部